



相続専門

税理士法人トゥモローズ

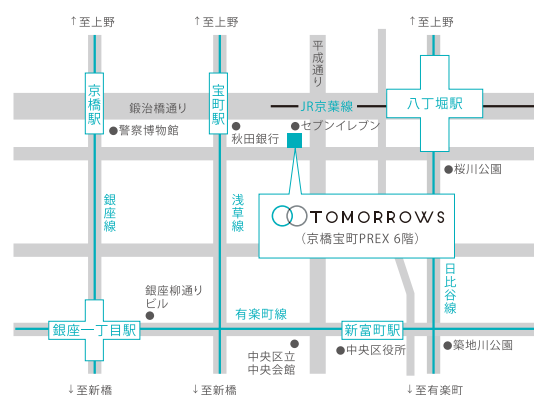
Tel. 03-3527-3756

Mail. info@tomorrowstax.com

【日本橋本店】

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-3-5

京橋宝町 PREX 6 階

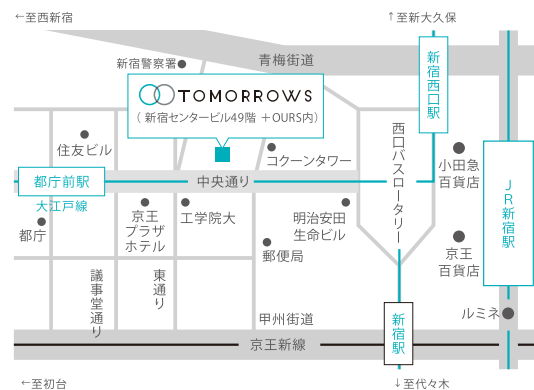


【新宿支店】

〒163-0649 東京都新宿区西新宿 1-25-1

新宿センタービル 49 階（+OURS 内）

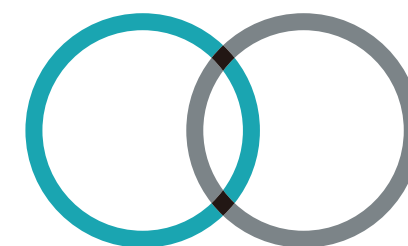
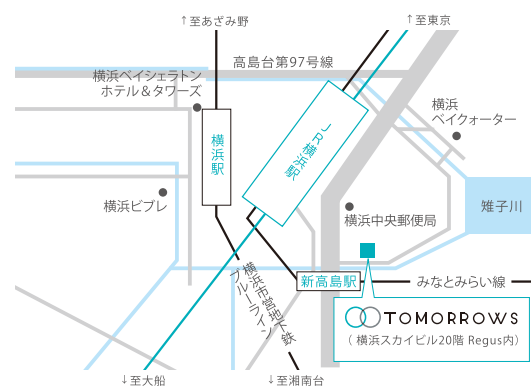
※新宿支店は平日 8:00 ~ 20:00 のみ（土日祝日不可）



【横浜支店】

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島 2-19-12

横浜スカイビル 20 階（Regus 内）



TOMORROWS

税理士法人トゥモローズ

相続専門の税理士法人

<https://tomorrowstax.com>

トゥモローズ 検索



Strength 1 謙虚に、素直に、誠実に

お客様は直近で大切なご家族を亡くされた方です。トゥモロウズのスタッフ全員が、謙虚に、素直に、誠実に、お客様に寄り添いながら共に相続を乗り越えていきます。

Strength 2 真の相続専門の税理士法人

売上上の9割以上が相続業務である税理士法人。真の相続専門税理士だからこそ提供できるサービスがここにあります。



Strength 3 豊富な実績

税理士1人当りの申告等実績は年間50件以上。相続専門の税理士の中でも日本トップクラスの実績がありますので安心してお任せいただけます。



Strength 4 税務調査率1%未満

相続税の税務調査率は一般的に12%程度といわれている中でトゥモロウズの税務調査率はその10分の1である1%を切っています。この数字は高度な専門性があるからこそ実現できるのです。



Strength 5 業界屈指の節税提案

二次相続シミュレーション、土地評価、小規模宅地の特例、名義預金評価等、亡くなった後でも相続税の節税は可能です。トゥモローズだからこそできる法律に則った最大限の節税を提案します。

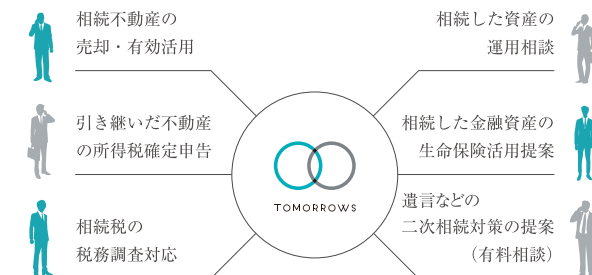


Strength 6 適正価格・明朗会計

社内業務の効率化、広告費の抑制など、企業努力により実現できた適正価格報酬です。また、全ての業務につき事前に見積もりを必ずご提示します。

Strength 7 迅速対応

お客様からのご相談ご質問には原則として1営業日以内には返答しお待たせしません。また、スピード申告にも対応しており、申告期限まで1ヶ月を切っているような案件でも対応が可能です。



Strength 8 安心のアフターサービス

申告後の税務調査対応はもちろんのこと、相続した不動産の所得税申告、相続不動産の売却や有効活用、相続した有価証券の運用相談などアフターサービスも充実しています。

Strength 9 平日夜間・土日也对応

平日はお仕事で相続手続きができないお客様も多くいらっしゃいます。トゥモローズではそのようなお客様にも対応できるよう平日夜間や土日の対応も可能です。



STEP 1	初回面談	初回のご面談は無料です。お気軽にご相談ください。
STEP 2	ご契約	正式に、業務契約を交わします。 ご契約時に、着手金として報酬総額の半金を頂戴しております。残りの半金は、業務完了時にお支払いいただきます。 また、ご契約後の面談も回数に制限は設けておりませんので何度でもご面談が可能です。
STEP 3	必要書類の収集	戸籍謄本、残高証明書、不動産評価資料などの相続税の申告に必要な資料を、お客様にて収集をお願いいたします。資料収集でご不明な点については丁寧にご説明いたします。 なお、お仕事等で資料収集ができない場合には、弊社で一部代行することも可能です。その場合には別途報酬を頂戴いたします。
STEP 4	準確定申告	不動産収入がある場合や年金が一定額以上ある場合には、「亡くなった年の1月1日から亡くなった日までの期間」に係る所得税の申告が必要となります。 ※亡くなった日から4ヶ月以内に申告が必要
STEP 5	財産目録作成	資料がすべて揃ってから2ヶ月程度で財産目録を完成させます。 財産評価の説明の後、過不足がないかのご確認をしていただき、財産目録が確定します。
STEP 6	遺産分割	確定した財産目録を基に遺産分割の協議を行っていただきます。 この際に、二次相続を考慮した遺産分割シミュレーション等の提案も可能です。 遺産分割が確定しましたら弊社にて遺産分割協議書等の最終のご捺印資料の作成を行います。
STEP 7	ご署名、ご捺印	相続人皆様にお集まりいただき、遺産分割協議書等にご署名、ご捺印を頂戴します。遠方の相続人様など弊社までお越しいただけない場合には訪問、ご郵送でも対応が可能です。
STEP 8	相続税申告書提出 相続税の納付	相続税申告書は弊社にて責任をもって税務署に提出いたします。 相続税の納付については、お客様に行って頂きます。 ※亡くなった日から10ヶ月以内に納税が必要です。
STEP 9	申告書、お預かり 資料のご返却	税務署に提出した申告書の控えやお預かりした資料を綺麗に製本してご返却いたします。
STEP 10	各種名義変更 手続き	不動産、預金等の相続財産の名義変更手続きが必要です。 申告と異なり、期限はありませんが、なるべく早めに済ませましょう。 登記については、提携の司法書士にご依頼いただくことも可能です。
STEP 11	完了	相続財産の運用相談、二次相続の相続対策等のアフターサービスも充実しております。 お気軽にご相談ください。

 相続不動産の売却、有効活用等の 無料相談サービス 相続不動産の売却には税金対策が必要です。 相続不動産を売却した場合には、相続税とは別に所得税もかかってきますが、売却する時期や方法によって支払った相続税の一部が控除される「取得費加算の特例」や「マイホーム特例」などの適用有無が異なります。 また、相続した空き家を所有し続けることで固定資産税が増税される可能性があります。一方で空き家を売却した場合には3,000万円の特例控除が受けられる可能性もあります。 より有利な売却や有効活用のご相談について、株式会社トゥモロウズの相続不動産に特化した不動産コンサルタントと力を合わせてサポートします。 初回のご相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。 固定資産税が4倍に!? 平成27年の改正により、倒壊等の恐れのある空き家については固定資産税の特例措置が適用できなくなり、固定資産税が最大で約4倍に増加する可能性があります。 空き家になる一番の原因は相続となります。相続不動産をほったらかしにしてしまうとthinkコストがかかることとなりますので早めの対処が必要です。	 二次相続対策のご相談 相続税申告、相続財産の名義変更等の相続手続きが一段落しましたら、次の相続に向けた対策のご相談をお受けしております。 相続対策は、早めに取り組みを開始することで、争族防止や大きな節税効果を得ることが可能となります。 遺言書作成についても行政書士法人トゥモローズと共にお手伝いいたします。 初回のご相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。
 相続した預金、上場株式、投資信託等の 資産運用の無料相談サービス お亡くなりになった方から引き継いだ預金や株式などの金融資産について、今後どのように運用するかにより老後の資産形成が大きく異なります。 ご両親等から引き継いだ大切な財産を「目減りさせることなく次世代に渡したい!」というニーズにも合致するサービスとなります。 提携の証券会社又はIFA(※)と共に、大切な相続資産の運用のお手伝いをいたします。 ※IFAとは特定の証券会社に属さず、独立・中立的な立場からお客様に資産運用のアドバイスをおこなう金融のプロフェッショナル資格保持者です。	 税務調査対応 相続税の税務調査はお亡くなりになった翌々年の秋口にかけて入られることが多いです。 弊社では税理士が責任を持って税務調査の事前準備、調査対応シミュレーション、実際の調査の立会等、バックアップいたします。 また、書面添付制度を活用されたお客様は税務調査の前段階として意見聴取がございしますが、この意見聴取の対応も税理士が責任を持って対応いたします。
 生命保険の活用 生命保険に加入されていない相続人様がいる場合には、相続対策として非課税枠を活用した保険商品をご提案いたします。 また、生命保険は非課税枠の活用だけでなく、「生前贈与による保険活用」「低解約返戻型の節税対策」「争続対策としての遺言機能」など相続対策における保険の活用は多種多様です。 税理士としての中立な目線から、適切な商品のご提案が可能です。	 お客様のご紹介 ご親戚、ご友人などにご相続が発生した場合に弊社をご紹介いただいたときは、ご紹介者様の相続税申告報酬を10%割引いたします。
 銀行口座、証券口座の 名義変更代行サービス 行政書士法人トゥモローズにて、金融機関の口座解約や名義変更の業務を特別価格にてご提供可能です。 「専門家に依頼することにより遺産分割協議書の通り適切に分配してもらいたい」「平日忙しくて金融機関に出向けない」等のニーズをお持ちのお客様から多くのご依頼をいただいております。 専門家による手続きによりスムーズ、かつ、適切に分配が可能となります。	

相続税の税務調査

相続税の税務調査の実態

いつ頃税務調査に来るのか？

相続税の税務調査は、一般的には、亡くなった年の2年後の夏の終わりに秋にかけて実施されます。この時期以外にも春先に入られたり、亡くなってから4年後に入られたりと事案によって異なることもありますが一般的には亡くなった年の翌々年の秋となります。なお、相続税の効力は申告期限から5年ですので、亡くなった日から5年10ヶ月以上経過したものは原則として税務調査に入られることはないのをご安心ください。

税理士法人トゥモローズでは、仮に税務調査に入られた場合にも代表税理士が責任を持って税務調査に同席します。

税務調査に入られる割合

相続税の税務調査に入られる割合は、約11.8%となっています（令和元年12月時点）。この約11.8%という税務調査率は、税金の調査というカテゴリーの中では非常に高い割合となっています。法人税は約5%、所得税は約1%となっており、法人税に比べると2倍以上、所得税に至っては10倍以上の確率で税務調査に入られるというのが相続税申告における税務調査の現状です。右図は、所得税と相続税の税理士の関与割合です。所得税についての税理士関与割合は20%ですが税務調査の割合は約1%であり、これに対して、相続税の税理士関与割合は85%ですが税務調査の割合は約12%となっています。税理士に申告書作成を依頼したとしても高い確率で税務調査に入られている実態から、税理士が関与しないケースにおいてはそれ以上のかなり高い確率で税務調査が実施されていることが想定されます。

税理士法人トゥモローズでは、書面添付制度の活用により税務調査率は1%未満です

どのくらいの割合で間違っているのか？

税務調査に入られる割合は上述のとおり約12%ですが、この12%に対する税務調査の結果、間違いが見つかり修正申告が必要となる割合は87.6%となっています。つまり、税務調査に入られた案件については、そのほとんどが申告内容について何らかの誤りがあったことになります。

この裏を返すと、税務署としてはある程度間違っていることが分かったうえで、税務調査を実施していることが想定されます。相続税申告における税務調査に入られないためのポイントは、提出された申告書が、「税務職員がパッと見て間違っているような申告書」や「説明不足の申告書」を作らないという点です。申告書の作成段階から税務調査に入られるかどうかが決まっているといっても過言ではありません。

税理士法人トゥモローズなら、相続専門の税理士が税務調査に入られないためのノウハウを遺憾なく発揮した申告書を作成いたします。

どんな財産が漏れているのか？

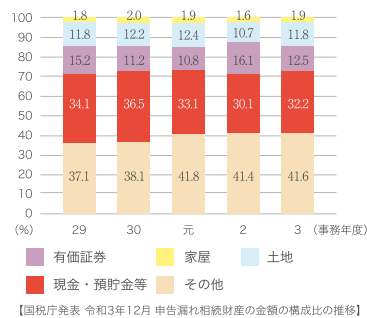
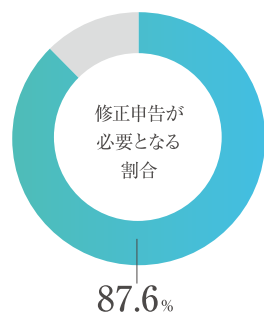
各年における申告漏れ相続財産の構成比が国税庁より発表されています。この割合の中で注目すべきは、現金・預貯金の割合であり30%以上もの高い割合となっていることです。現金・預金の財産評価は、取得した残高証明の金額によるため、土地など不動産のような複雑な評価をするわけではありません。それに関わらず、申告漏れの割合が高い理由は、税務調査において他ならぬ「名義預金」や「生前贈与」といった論点が問題視されているからです。税務調査の現場では、特に、この「名義預金」や「生前贈与」について、税務職員から厳しく追求をされます。

税理士法人トゥモローズでは、名義預金や生前贈与について、他の相続専門の税理士以上に研究しているため、過少申告も過大申告もしないノウハウがあります。

税理士の関与割合

年度	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3
所得税	20.2%	20.3%	20.6%	21.1%	21.0%
相続税	84.4%	85.0%	85.7%	86.1%	86.1%

なお、12%はあくまで平均値であり、遺産総額の大きさなどにより税務調査率は異なります。遺産総額の大きい案件に対しては税務調査率も高くなる傾向にありますが、近年では基礎控除額付近の案件に対しての税務調査や無申告に対する税務調査も数多く行われる傾向もあります。



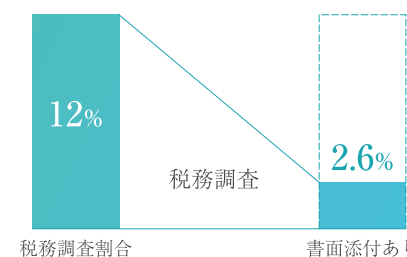
書面添付制度について

税務調査率が下がります

書面添付制度とは

書面添付制度とは、税理士が「申告書の作成に関して計算、整理、相談に応じた事項を記載した書面」を申告書に添付することができる制度です。この制度は、税理士法第33条の2にて税理士にのみ適用が認められているものになります。この書面添付制度は、税金の専門家である税理士が自己の作成した申告書に、「申告書の内容が適正に精査されています」と折り紙をつけることができるような制度となります。

MERIT 1 税務調査の軽減につながる



なぜこの書面添付制度が税務調査対策に繋がるかといいますと、通常税務調査は、申告内容の不明点や疑問点、申告漏れ財産が存在する可能性等を総合的に勘案して、調査を行うかどうかを決めます。そこでこの書面添付制度を導入し、申告時に事前に税務調査でチェックされそうな事項について税理士が税務署に対して説明を行います。一般的な相続税の税務調査割合は約12%となっておりますが、書面添付制度を活用した調査割合は2.6%であり、書面添付をすることにより税務調査に入られる割合がおおよそ1/4に圧縮できます。※ 書面添付のされた申告書の調査省略割合は、32.3%となります。（令和2年事務年度・東京国税局）

MERIT 2 税務調査のペナルティを回避できる



書面添付制度を適用せずに、相続税申告を行い、その結果、税務調査により指摘を受けた場合には、過少申告加算税等のペナルティが課せられます。しかし書面添付制度を適用した場合、事前に税務署から意見聴取の機会が税理士に与えられるため、まず税理士が税務署からの申告内容についての質疑に対応します。その結果、誤り等が発見され修正申告を行った場合であっても、原則としてペナルティが課されないことになっています。（平成24年12月19日 国税庁事務運用指針より）これは非常に大きな書面添付制度のメリットであり、書面添付制度の適用により税務調査の回避、ペナルティの加算税の回避といったお客様の負担を軽減することが可能となります。

この制度を導入している税理士事務所は少数です

この書面添付制度は、その資料の作成に事務的な負担がかかったり、また、適正でない申告書を提出した場合にはその税理士にまで責任が問われてしまうおそれがあるため、導入している税理士事務所は少数（R3東京国税局管内で23.1%）しかないのが現状です。



Q 税理士報酬の支払のタイミングを教えてください？

A. 契約時に報酬総額の半額を頂戴し、業務完了時に残りの半額を頂戴いたします。

Q 資料の収集は、税理士事務所でやってもらえますか？

A. 戸籍、残高証明書、不動産評価資料等は、原則としてお客様に収集していただきます。
ご不明な点がある場合には、その都度、丁寧に指導いたします。
なお、お仕事等で資料収集ができない場合には、弊社で一部代行することも可能です（別途報酬をお見積いたします）。

Q 平日夜や土日も対応可能ですか？

A. 平日は21時まで、土日も9時から17時までご対応が可能です。
なお、上記以外の時間であっても事前にご予約いただければ柔軟にご対応いたします。

Q 最初に提示された報酬から変更されることってありますか？

A. 基本的には、最初に提示させて頂いた報酬から追加で発生する報酬はございません。
ただし、前提となる遺産総額が大幅に変動した場合や特殊事情が生じた場合には、追加で報酬を頂戴する場合もございます。
その場合には、必ず事前にご相談いたします。

Q 預金や不動産の名義変更も対応可能ですか？

A. 不動産の相続登記は提携の司法書士事務所にて承ります。
預金、有価証券等の名義変更は、原則お客様にご対応いただきますが、弊社で代行することも可能です。その場合には、別途報酬を頂戴することとなります。

Q 相続人ごとに別の税理士に依頼することもできますか？

A. 全ての相続人が同じ税理士に頼まないといけないという決まりはありませんので、相続人ごとに税理士を分けて依頼することも可能です。

Q 顧問税理士がいても大丈夫ですか？

A. 顧問税理士がいても相続税申告を相続専門の税理士に依頼することは、今となっては一般的なことです。
トゥモローズでは顧問税理士の先生とご関係に留意しながら相続税申告作業を進めることが可能です。

Q 遺産分割で揉めそうですが、対応可能ですか？

A. 提携の相続争いに精通した弁護士をご紹介します。
もちろん、争族になる前段階から、揉めることがないように最大限サポートいたします。

Q 電話、メール、郵送のみで会わずに申告できますか？

A. 外出を控えられているお客様や遠方のお客様、ご多忙のお客様については、お会いせずに電話、Web会議システム、メール、郵送のみでのご対応も可能です。

Q 業務完了まで何回くらい面談する必要がありますか？

A. 一般的なケースでは、初回の面談、財産目録ご説明の面談、最終のご署名時の面談の3回程度となります。
一度も面談せずに電話やメール等で完了したお客様もいらっしゃれば、10回以上ご面談いただいたお客様もいらっしゃいますので、柔軟に対応が可能です。

Q 申告期限まで1ヶ月を切ってますが依頼可能ですか？

A. 申告期限まで期間がない場合でもご対応は可能です。
資料が届いてから申告まで、最短で3日間で完了させた経験もございます。
※別途加算報酬がかかります。

Q 納税資金が足りないような場合にもアドバイスはもらえますか？

A. 延納、物納、不動産売却、金融機関からの借入など相続人様にとって一番有利な方法をご提案いたします。

Q 二次相続も踏まえた節税対策も可能ですか？

A. 一次相続につき配偶者の税額軽減を最大限活用して相続税を抑えられても、二次相続で多額の相続税がかかってしまっは本末転倒です。
弊社では一次相続及び二次相続のトータルでの相続税額が最小になるような遺産分割のご提案をいたします。

Q 相談内容が外部に漏れるようなことはないですか？

A. 税理士法第38条及び第54条にて税理士の守秘義務が定められています。
したがって、税理士法で禁じられている守秘義務違反をすることはございませんのでご安心ください。

Q 税務調査は必ず入られるものですか？

A. 税務調査はすべての相続税申告について入られることはありません。
ただし、相続税は他の税金に比べ税務調査に入られる割合は高く、申告件数全体の約12%となっています。
トゥモローズにご依頼頂いた場合には、適切な申告書により税務調査に入られる割合は1%未満に抑えられます。
また、もし調査に入られた場合にも、代表税理士が適正に対応し、全て是認となるべく最大限尽力いたします。

Q 相続税申告の手続きが完了した後の相続した財産のアドバイスもできますか？

A. 相続した財産をどのように運用するか、二次相続のために生命保険に入る必要があるか、相続不動産の売却はいつすべきかなど、相続した資産の運用など相続した後の財産についてのアドバイスもご相談可能です。

相続税申告報酬

基本報酬	遺産総額※	報酬額
	～ 4,000万円	150,000円（税込165,000円）
	4,000万円 ～ 5,000万円	300,000円（税込330,000円）
	5,000万円 ～ 7,000万円	400,000円（税込440,000円）
	7,000万円 ～ 1億円	550,000円（税込605,000円）
	1億円 ～ 1.5億円	700,000円（税込770,000円）
	1.5億円 ～ 2億円	850,000円（税込935,000円）
	2億円 ～ 2.5億円	1,050,000円（税込1,155,000円）
	2.5億円 ～ 3億円	1,300,000円（税込1,430,000円）
	3億円 ～ 4億円	1,600,000円（税込1,760,000円）
	4億円 ～ 5億円	1,900,000円（税込2,090,000円）
	5億円 ～	別途お見積

※ 弊社の税務調査率は1%未満であるため税務調査に進展する可能性は低いですが、仮に税務調査に進展した場合の税務調査立会報酬、意見聴取対応報酬は基本報酬に含まれております。
したがって、将来税務調査に進展したとしても追加報酬は発生しないという安心報酬体系となっております。
なお、お客様の責任により財産が漏れていた場合等の修正申告報酬については頂戴しております。
※ 遺産総額は、債務・葬式費用控除前、生命保険・退職金の非課税枠控除前、小規模宅地等の特例の適用前の金額となります。

加算報酬	項目	報酬額
	土地の数	50,000 円（税込55,000円）/1 箇所
	非上場株式	100,000 円～（税込110,000円～）/1 社
	相続人が複数の場合	基本報酬×10%×（相続人の数-1）
	その他特殊項目加算	別途お見積 ※

※ 書面添付による申告が標準採用されているため、「書面添付による加算報酬」は設けておりません。
※ 準確定申告、名義財産検討、預金移動調査、未分割申告、延納、物納、納税猶予、その他特殊事項がある場合には別途お見積りします。
※ 申告期限まで3ヶ月未満のお客様は、上記報酬総額の20%～の加算報酬を頂戴します。
※ お見積りに含まれないものは下記の通りです。
・不動産の相続登記に関する司法書士報酬や登録免許税
・預貯金、証券等の名義変更手続きなど遺産整理代行業務
・現地調査等に要する交通費、評価資料取得等に係る実費

適正価格と明朗会計のお約束

トゥモローズでは税理士報酬について、高過ぎず・安過ぎずの「適正価格」と、全ての業務で必ず事前にお見積りをご提案する「明朗会計」の2つをお約束いたします。この2つのお約束で安心してトゥモローズに相続税申告をご依頼いただけると自負しております。報酬でご不安な点やご不明点があればお気軽にご相談下さい。

相続税申告の税理士報酬の相場は？

相続税申告の税理士報酬の相場は、一般的に遺産総額の0.5%～1%程度になるといわれています。
1億円の遺産総額なら50万円～100万円に収まっていれば相場の範囲内です。
もちろん、相場よりも高くなる右記のようなケースもありますのでご注意ください。

- 土地の数が多い
- 非上場株式がある
- 相続人の数が多い
- 申告期限まで期間がない
- 納税資金がなく延納や物納が必要となる
- 非上場株式や農地の納税猶予を適用する
- 書面骨董等特殊な評価が必要な財産が多数ある

代表者からのご挨拶

お客様の“思い”を“幸せな明日”へ

私たちは、相続に専門特化した 税理士法人です。
相続とは、お客様の財産、そして“思い”を次世代につなぐこと。
私たちは、財産を明日につなげるだけでなく、
専門家として、お客様の大切な“思い”も“幸せな明日”につなげます。

代表税理士/行政書士

大塚 英司

Eiji Otsuka

代表税理士/行政書士

角田 壮平

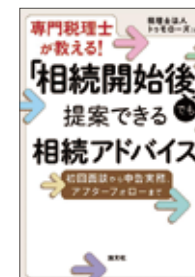
Souhei Tsunoda

書籍・執筆・メディア掲載

書籍



イレギュラーな相続に対処する未分割申告の税実務
清文社



専門税理士が教える! 『相続開始後』でも提案できる相続アドバイス
清文社

執筆



税務専門誌
税経通信、税務・会計Web情報誌 Profession Journal、税務弘報 など複数寄稿
その他
週間ポスト、週刊朝日、ヤフーニュース、ダイヤモンドなど複数

セミナーなど

ゆうちょ銀行行員向けセミナー、東京理科大学生涯学習セミナー、
大手不動産会社・大手生命保険会社主催セミナーなど講師経験多数

顧客満足度を高める
24の相談事例でつかむ
相続税申告書の作成実務
税務経理協会